

論文審査の要旨
Summary of Dissertation Review

博士の専攻分野の名称 Degree	博 士 (学 術)	氏名 Author	ANITA SERAH KOYANGKO
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 ① ・ 2 項該当		
論 文 題 目 Title of Dissertation			
Politics of Local Government in Papua New Guinea			
論文審査担当者 Dissertation Committee Member			
主 査 Committee Chair	広島大学大学院国際協力研究科	教授 吉田 修	印 Seal
審査委員 Committee	広島大学大学院国際協力研究科	教授 川野 徳幸	
審査委員 Committee	広島大学大学院国際協力研究科	教授 Maharjan Keshav Lall	
審査委員 Committee	広島大学大学院国際協力研究科	准教授 掛江 朋子	
審査委員 Committee	立教大学観光学部	教授 豊田 由貴夫	
〔論文審査の要旨〕 Summary of Dissertation Review			
<p>本論文は、パプアニューギニア（以下、PNG と略）における政治の本質的部分を洞察する視点を得るものとして、同国が地方政府制度をどのように構築し、また改革してきたかを、法、法の成立過程における議会での討論、その他文献、および PNG の 2 つの郡 (District) で行った詳細な現地調査（聞き取りや観察）等を用いて分析・検討し、その結果 1977 年州 (Province) 政府組織法（以下、「1977 年法」と略）に対する 1995 年の改革が、同国において広くみられ、歴史的に形を変えながら続いてきた「Big Man Culture」を独立後の国家政治・行政制度に反映させようとしたものであることを示し、さらにそのように設計された地方政府制度が同国各地の開発にどのような影響を与えているかを明らかにしたものである。</p> <p>全体は 7 章で構成されており、第 1 章「序章」では比類のない多様性と集団間の断絶性を持つ PNG の独立後の政治的発展の背景に、村落レベルから発される分権化の要求や、氏族を基盤とした物質的分配力を意味する「Big Man」の地位の維持を求める郡選出国会議員の思惑が存在していたことを示す。第 2 章「先行研究」では分権化が民主主義のために望ましいとされながらもその実施における能力不足等のために逆に政治腐敗を生じさせるという問題、そして PNG においては分権化をめぐる議論はまだ一般的な是非の段階にとどまっていることを指摘したうえで、PNG のように植民地支配の故に独立時の政治・行政制度に西洋の影響が強い新興国において伝統的政治文化は発展を抑える方向にのみ機能したというのは一面的な評価であるという議論の登場を踏まえ、PNG で支配的であり続けてきた「Big Man Culture」が「近代的」な政治・行政制度にどのように組み込まれたか、こそが研究されなければならない、それが 1995 年の組織法改革である、と論じる。第 3 章「ブーゲンビルの分離主義と PNG における分権化」では、PNG 独立時の憲法制定議会は地方分権化を時期尚早と考えていたが、ブーゲンビルにおける銅山開発をきっかけとした同地の分離主義を收拾するため、州政府に大幅な権限を与える組織法を、独立直後の 1977 年に制定したことを、制憲議会での議事等を用いて明らかにする。第 4 章「1977 年法の改革」では、1977 年法が州政府に大きな財政権限を与えたため、州首相や州議会議員の役割が住民にとって大きなものとなったこと、そして「Big Man Culture」が支配的であるために国会議員と州議会議員との関係はパトロン・クライアント関係にはならず、州議会議員は国会議員にとって、郡における「Big Man」の地位をめぐる競合者と考えられたこと、それゆえ国会議員たちは 1977 年州政府組織法を改定して州議会議員を取り除こうとしたことを、1977 年法の分析や国会議事録等から明らかにする。第 5 章「改革後の変化と問題」では、1977 年法の改正法である 1995 年州政府地方政府組織法（以下、「1995 年法」と略）を分析し、それが地方レベル政府を創出して「政府への大衆の参加」を掲げる一方、独立して選出されていた州議会議員を廃して州議会に州内郡選出国会議員を置き、彼らが郡への国家・地方予算の権限を独占することによって、その下に存在する「地方レベル政府」の自立性を喪失させていることを明らかにする。第 6 章「地方政府に対する 1995 年法のインパクト：東部高地州ウンガイ・ベナ郡およびダウロ郡の事例研究」は、東部高地州内に隣接するウンガイ・ベナとダウロの両郡の一方が急速に発展し他方が発展が滞って</p>			

いるという対照的状态は、それぞれの郡選出の国会議員の中央政府内での地位や郡内での行動様式に帰することができることを、両郡での詳細な聞き取りや観察を通じて明らかにし、1995年法が郡の発展を郡選出国会議員に依存させており、うまく発展させられない国会議員は地位を失うため、中央政府閣僚となるなどして物質的利益を郡内に誘導できる議員のみが地位を維持できる、と結論付ける。第7章「結論」は、以上の議論を整理するとともに、その結果、最下層の地方レベル政府が無力化していること、それにもかかわらず、2002年の選挙制度改革のゆえに、国会議員はさらに厳しい競争環境に置かれていることを述べる。

以上の内容に対して、審査委員からは、明らかになった政治動態は何か、システムに問題があるのであれば、開発が現在うまくいっている郡も将来うまくいかないことがあるということか、うまくいかない郡に見られる「請求制度」も政治文化とみるべきか、などの質問が出され、論文提出者はそれらの質問に的確に回答した。また、結論をより明確に述べるべきとの意見も示され、論文提出者はそれに対応し、審査委員もその改善点を確認した。

以上により、本論文はPNGの政治に関して、「Big Man Culture」にとどまらぬその特殊性を一般的な政治学の理論的枠組みを用いて明らかにした最初の研究と言えるものであり、PNGを政治学的分析の内部に持ち込んだ意義は学問的に非常に大きく、本論文の提出者は博士(学術)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。